

## 4 2 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 マイクロバス設置運営要綱

平成17年3月1日制定  
糸社協要綱第 1 号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に設置されたマイクロバス管理・運営、貸し出すにあたり、必要な事項等を定めるものとする。

(管 理)

第2条 マイクロバスは、協議会会長（以下「会長」という。）が管理する。

(利用できる団体等)

第3条 マイクロバスを利用できる団体等は、次に該当するものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 社会福祉活動を推進する糸魚川市内の団体

(貸出条件)

第4条 マイクロバス利用の責任者は、利用中の事故・災害等における全責任を負うものとする。ただし、利用中とは、協議会の指定する駐車場（車庫等）より、利用後、指定する駐車場（車庫等）に格納し、マイクロバスの鍵を返還するまでとする。

2 利用中の運転手は、会長の指定したものとする。

(利用の申込)

第5条 マイクロバスを利用しようとする者及び団体等（以下「利用者」という。）

は、あらかじめ利用申込書（別紙様式）を会長に提出しなければならない。

(利用許可)

第6条 会長は、次の各号の一に該当する場合を除き利用を許可するものとする。

(1) 目的以外に利用するおそれがあるとき。

(2) 安全な運行を害するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき

(4) 前各号に定めるもののほか、会長が適当でないとき。

(競合申込の調整)

第7条 マイクロバスの利用は、申込順を原則とするが、会長は、その申込順にかかわらず、次の各号の順位により利用者を優先し変更することができる。

(1) 協議会が直接利用するとき。

(2) 福祉関係者が利用するとき。

(3) その他会長が優先又は変更する必要があると判断したとき。

(利用者の負担及び条件)

第8条 マイクロバスは、特段の取り決めのある場合を除き運行にかかる経費は、利用者が負担するものとする。

(1) 運転者の経費

(2) 燃料費

マイクロバス使用後は、利用責任者は燃料の消費量を補給したうえで協議会に返車しなければならない。

(3) その他有料道路利用料、駐車料等、マイクロバス利用に係る経費

(4) 損害賠償

マイクロバス運行中、事故等において搭乗者又は、第三者に損害を賠償しなければならないことが生じた場合は、マイクロバス設置者は、自動車損害賠償責任保険の範囲内において補償するが、その範囲を超えるものは、利用者の責任において処理しなければならない。

(損害の弁償)

第9条 利用者は自らの過失において、車両及び設備等に損害を生じさせた場合、その損害を弁償しなければならない。ただし、会長が不可抗力によるものと認めるときは、この限りでない。

(事故報告)

第10条 利用者は、マイクロバス利用時間内において、事故が発生した場合、ただちに運転者とともに会長に届け出なければならない。

(整備管理者の選任)

第11条 会長は、マイクロバスを適正管理するため、整備管理者を選任し、道路運送車両法の定めるところにより常に整備管理しなければならない。

(委 任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、マイクロバス設置運営に関して、必要な事項は会長が別に定める。

附 則 (平成17年3月1日)

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

# マイクロバス利用申込書

年 月 日

社会福祉法人  
糸魚川市社会福祉協議会長 様

住 所  
団体名  
氏 名

㊟

次のとおりマイクロバスを使用許可下さいますようお願いいたします。

1. 使用期間	自 年 月 日 ( )		
	至 年 月 日 ( )		
2. 使用目的		3. 乗車人員	人
4. 行き先(目的地)			
5. 乗車責任者	(問い合わせ) TEL -		

6. 主な経過		※下記に書ききれない場合は別に提出ねがいます。 2日間にまたがる場合は2日間の経路の記入をお願いします。					
1日目 月 日	行き	経路	(出発場所)	→	→	→	→
	時間	(出発時間) : : : : :					
2日目 月 日	帰り	経路	(出発場所)	→	→	→	→
	時間	(出発時間) : : : : :					

7. 備考	※その他、連絡事項がある場合は下記にご記入下さい。

※ 裏面の要綱(抜粋)を留意のうえ、ご使用下さい。

(注) 許可した場合であっても、社会福祉協議会が利用するときは、取り消しさせていただきますことがありますので、ご了承願います。

また、マイクロバスの申し込みにあたり次の事を厳守願います。

申込書提出期限	(利用日)	(提出期限)
	1日から15日の間	→ 前月の16日まで
	16日から月末の間	→ 当月の 1日まで